

# タイにおける知的財産行政を巡る 現状と展望



Rouse & Co. International (Thailand) Ltd.

PRASIT SIRICHEEPCHAIYAN  
(エグゼクティブ)

Rouse & Co. International は 1990 年にイギリスで創業後、グローバルに業務を展開し、現在では世界 13 カ国に計 16 の拠点を有し、600 名以上が在籍する知的財産に特化した事務所である。タイオフィスはバンコクに 2000 年に設立された。当事務所のエグゼクティブである SIRICHEEPCHAIYAN 氏は、元審査官で、タイ特許庁の機械工学審査部長を務めた経歴を有する。

タイにおける近年の知的財産関連動向として、知的財産各法の改正動向、および日-タイ間特許審査ハイウェイの運用等に関わる統計情報を紹介する。

知的財産局（DIP）は 2017 年 4 月、暫定憲法第 44 条の適用に関わる指針（特許出願滞留案件の一掃に関わる指針）を公表した。指針の公表は、2017 年 2 月の国家平和秩序維持評議会（NCPO）による決定（暫定憲法第 44 条の適用による、特許出願の審査滞留案件一掃のためのプラン提示）、併せて、自由貿易地域協定を調査する市民の会（FTA ウォッチ）による申立（暫定憲法第 44 条の適用に伴う医薬特許出願の登録促進化が、医薬品の市場独占や価格高騰、ひいては公衆の健康に悪影響を及ぼし得る）への応答を踏まえてのものであった。DIP による公表内容は以下の通りである。

1) 暫定憲法第 44 条の適用は、特許出願の審査におけるバックログの解消を目的としており、具体的には、72 名の特許審査官の新規登用、そして IT インフラ整備に十分な予算の確保といったアクションを通じて対応が進められる。

2) ここ 20 年程、タイにおける特許出願審査の遅延は恒常的な課題とされてきた。審査官数が 24 名と非常に少ない中、年間出願件数は 9 千件に達し、必然的に、DIP は 3 万 6 千件の審査待ち出願という、甚大なバックログを抱えるに至

った。この内3分の1に相当する1万2千件は、5年以上前に出願されたものである。

3) 問題解消のため、国家平和秩序維持評議会（NCPO）は暫定憲法第44条の適用による対応を決定した。これにより、5年以上の審査滞留案件に対しては、対応外国出願の審査結果を考慮することにより審査の迅速化を図る、いわゆる修正実体審査の適用がより積極的に行われることとなる。

4) 修正実体審査の適用を積極的に行うとしても、審査官は常に、出願がタイ特許法に定められる要件を満たすものであるかを認可前に検討する（すなわち盲目的な特許付与は行われぬ）。DIPはまた、利害関係人が審査に関与し得るような、第三者による監視機会（\*例：再審査請求）の創出も検討する。

5) 医薬品の価格高騰については、研究開発コストの増大等、複数の要因があるものとDIPは見ており、公衆衛生に関わる他関連当局との連携による対応が必要となる。特許権については不正使用の場合を除き、市場の独占や消費者の権利の濫用といった事態を招くものではない。

6) 暫定憲法第44条の適用は一時的なものであり、特定の国や組織団体の充足を目的とするものではなく、自国の国力強化、そしてタイランド4.0（第11次国家経済社会開発計画で示された産業の方向性）に即した形での経済発展を目的とするものである。

一方、警察当局もまた、知的財産権保護の一環である模倣品や海賊版商品の取り締まりにより一層注力している。以下はその一例である。

・ 司法省特別捜査局による過去最大級規模の模倣品押収

司法省特別捜査局（DSI）は11月1日、バンコクのクロントム郡およびクロンサーン区に所在する3つの倉庫を対象とする摘発を敢行し、4千万バー

ツ（約1億4千万円程度）以上相当の模倣品を押収したと発表した。押収された物品はレイバン、グッチ等サングラス、そしてシャネル、エルメス等服飾品の模倣品であり、総計21万点以上。DSI高官によれば、本件における押収品は過去最大級規模に相当するとのこと。摘発において、名義をLing Ju Zhuとする中国人が被疑者として逮捕されており、DSIは被疑者の入国経路についても調査を進めている。

こうした動きを受け、米通称代表部（USTR）は2017年12月、タイにおける知的財産保護および権利行使環境の改善を認め、同国をスペシャル301条の優先監視国より除外することを決定した。

したがって、知的財産保護を巡る国内の環境は良化の方向にあり、関連法の整備や国際条約への加盟手続も積極的に進められている。以下、知的財産各法に関わる主な改正動向を紹介する。

## 1. 知的財産各法の改正動向

- ・特許法一部改正法案の公示、および意見公募

### 第一次改正法案骨子（2017年5月19日付公示）

関連条項	改正内容
第3条：定義	「遺伝資源」、「遺伝物質」、「伝統的知識」についての定義を追加。
第6条：新規性	1) 新規性判断基準の修正、2) タイにおける特許出願の猶予期間について、第6/1条を追加して詳述。
第9条：特許を受けることができない発明	序文の修正、および第9(4)条を「診断法、治療法、外科手術法あるいは人間・動物の疾病への対処法」を含むよう修正。
第17条：特許出願	遺伝資源あるいは伝統的知識関連特許出願の実務に関わる記載を追加。
第19条：新規性喪失の例外	第6/1条の追加に伴い、削除。
第19条の2：優先権主張	優先権主張に関わる基準を追加。
第26条：分割出願	1) 審査官による出願分割指令に関わる基準の修正、2) 出願公開前の自発的分割出願手続について、第26/1条を追加して詳述。

第28条：出願公開	1) 出願公開手続に関わる基準の修正、2) 出願公開に関わる時間軸（原則として優先日あるいはタイ出願日より18ヶ月後の公開、但し方式補正指令等の対象となった場合を除く）について、第28/1条を追加して詳述。
第29条：実体審査請求	実体審査請求期限を、従来の出願公開後5年以内より、タイ出願日より3年以内に短縮。
第31条：認可前の異議申立	「認可前の異議申立」を「第三者情報提供」（実体審査期間において、第三者による審査官への情報提供がいつでも提出され得る）に置き換え。
第32条：出願の認可	第32/1～4条（認可出願の公告、異議期間は公告日より90日間、最低3名の審査官による異議審査対応、異議申立が提起されなかった場合は特許を発行）の追加。
第41条：特許の譲渡あるいは実施権供与	第41/1条を追加し、認可済み特許の実施権供与に関わる条件を特定。
第43条：年金納付	特許維持年金の追納期間を延長。
第53条：登録特許の訂正	誤植等の些細なエラーによる記載について、特許権者による訂正請求を認める旨の第53/1条を追加
第2/1章	第2/1章として、PCT出願（国際出願および国内段階への移行）に関わる7つの条項を追加。
第65条の4	小特許出願から発明特許出願への、または発明特許出願から小特許出願への変更を、出願日より4年以内であれば可能とする旨の修正。
第65条の6：小特許の実体審査	小特許の実体審査請求について、その期限を撤廃し、存続期間中いつでも請求が可能とするよう修正。

## 第二次改正法案骨子（2018年1月31日付公示）

関連条項	改正内容
第6条（1）項：新規性判断基準	「国内公知公用」から「国内外公知公用」へ。
第6条：新規性喪失の例外	「発明者が～行った開示」箇所に「出願人、あるいは権限を有する組織体」を追加（第6/1条として新設）。
第9条：特許を受けることができない発明	（4）項に「外科手術の方法」を追加。また（6）項として、「ビジネスの手法」を追加。
第19条：新規性喪失の例外	「タイ国内で開催された博覧会」を「タイあるいはタイが加盟国である特許保護関連の国際協定加盟国で開催された博覧会」と拡張。
第19条の2：優先権主張	優先権主張を伴う出願をすべき期間を徒過した場合の救済を追加。
第20条：出願の補正	第26条に関連し、出願人による自発的な分割出願を追加。手続の詳細は省令（施行規則）により規定される。
第26条：分割出願	審査官による分割指令への応答期限を短縮（分割出願手続期限を指令受領後90日、不服審判請求期限を同60日に）。
第27条：審査官指令への応答	期間延長申請は期限日以前に、5,000タイバーツの納付を伴い行われなければならないものと規定。

第28条：出願の公開	出願の公開はタイ出願日より18ヶ月以内に行われなければならないものと規定（第28/1条として新設）。
第29条：実体審査請求	実体審査請求期限を出願日より3年以内と短縮。
第31条：異議申し立て	出願公開後の異議申し立てに代えて、第三者情報提供システムが適用される。
第32条：出願の認可	認可された特許出願の公告、および公告後90日以内に第三者による異議申し立てが可能である旨を規定（第32/1、32/2条として新設）。
第34条：異議決定に基づく出願の拒絶	出願人は出願の取下げを請求することが可能であり、かかる請求が知的財産局に受理された時点で、取下げが有効となる（第34/1条として新設）。
第53条：特許の放棄	特許権者は追加手数料を納付することにより、認可された特許の軽微な補正を請求することができる（第53/1条として新設）。
公的手数料の増額	出願手数料を500⇒2,500タイバーツ、期限延長申請手数料を5,000タイバーツ等、各種手数料が増額される。

○特許法改正法案（意匠関連部分）の公示および意見公募（2017年10月18日付公示）

1) 意匠の出願および審査手続の改善

—オフィシャルフィーの一本化

（従来は出願時、公開時、登録時にそれぞれ納付が必要とされたオフィシャルフィーを、出願時に集約）

—新規性に関わる実体審査を出願公開前に実施

（従来は公開後に行われていた新規性判断を公開前に実施し、出願公開後90日間を第三者異議期間と設定）

—認可後の再審査

（出願認可後、第三者による請求に応じて新規性に関わる再審査を実施）

2) ハーグ協定に基づく国際意匠登録システムへの加盟を前提とする関連条項の追加

国際意匠登録に関わる出願時要件、および手続の詳細に関わる条項の追加

○改正商標法の施行

## 改正商標法骨子（2016年7月28日付施行）

項目	新法	旧法	備考
ナショナル出願	保護範囲を音商標に 拡張	音商標の保護なし	登録要件： * 指定商品役務に比 して記述的でないもの * 商品役務、あるい はその機能に付帯する 自然音でないもの
立体・三次元商 標の識別性	国際基準の適用によ り考慮される	特段の審査基準なし	登録要件： 他商品識別力を有 するものであって、 * 商品自体の本質に 起因する不可欠形状に 該当しないもの * 技術的成果を得る ために必要とされる形 状に該当しないもの * 商品に実質的付加 価値をもたらす形状で ないもの
多区分出願	多区分出願制の導入	1出願1区分	出願費用（オフィシ ャルフィー）は指定商 品役務の数による
オフィスアクシ ョン（OA）への応 答期限、および異 議申立期間	OA:指令受領後60日 以内 異議期間：公開後6 0日以内	OA:指令受領後90日 以内 異議期間：公開後9 0日以内	何れも期限延長は認 められない
連合商標	廃止（旧法に基づき 登録済みの連合商標に ついては遡及的に廃止 の対象となる）	同一人による同一あ るいは類似商標は連合 商標として登録する必 要があり、分離移転は 認められない	区分単位での分離的 権利譲渡・移転が認め られる
譲渡	指定商品役務の総体 あるいは一部分に係る 商標権の譲渡が認めら れる	指定商品役務の一部 分に係る譲渡は認めら れない	
オフィシャルフ イー	出願、登録、および 各種変更申請に関わる 庁費用の増額	1指定商品役務あた りの出願および登録庁 費用はUS\$27	庁費用は概ね倍増と なる
更新猶予期間	6ヶ月間	猶予期間なし	猶予期間中の更新手 続については、庁費用 が20%増しとなる
マドリッド協定	マドリッド協定に基 づく国際登録に関わる 条項を新設	非加盟	マドリッド協定に関 わる業務は勅令の発行 を以って開始される （勅令は2016年の 発行が見込まれる）

### ○マドリッド協定議定書（マドリッドプロトコル）加盟

2017年8月7日、タイ政府は99番目のマドリッドプロトコル加盟国となるべく、WIPO長官に対して加入書を寄託した。これにより、2017年11月7日より、タイを加盟国とするプロトコルが正式に発効する。

プロトコルの発効に伴い、タイ国内のブランドオーナーは単一の国際出願および料金納付を行うことにより、タイを含む99カ国114地域における商標保護を求めることが可能となり、外国企業はタイを指定国とする国際登録の取得が可能となる。

加入書の寄託はタイ商務省事務次官により行われたものであり、マドリッド協定議定書第5条(2)(b)および(c)項（拒絶通知期間を18ヶ月に、および異議申立に基づく拒絶通知期間をそれ以上に延長）、同第8条(7)(a)項（自国を指定する国際登録および当該国際登録の事後指定および更新について、該加盟国が個別の手数料の支払を受けることを希望）、および共通規則第20規則改定(6)(b)項（締約国においては国際登録簿へのライセンス登録の効力が及ばない）に基づく宣言を含んでいる。

## 2. 日一タイ間特許審査ハイウェイの運用等に関わる統計情報

2014年1月より適用が開始された日一タイ間特許審査ハイウェイ（PPH）は、審査期間の短縮および特許権の早期取得といった観点において、相応の成果を挙げているものと言えよう。以下、2018年2月時点で知的財産局（DIP）へのヒアリングを通じて得られたPPH関連他についての統計情報を紹介する。

### 【PPH関連】

- 現在までに日一タイ間 P P H が適用された出願の総件数：1 1 7 2 件
- P P H 適用出願のステイタス  
登録済み：5 2 8 件、実体審査係属中：1 7 2 件、実体審査待ち：4 7 2 件
- タイ出願日から登録までの所要期間  
P P H 適用出願：2～4年、その他一般出願：5～8年

#### 【審査官数、バックログ】

2018年2月時点での特許審査官数および意匠審査官数や特許出願の滞留案件数について、DIP に問い合わせを行ったところ、以下の回答を得た。特許審査官の新規登用等を通じて、審査体制の強化と、これに基づく特許出願の滞留の緩和の傾向が見受けられる。

- 特許審査官数および意匠審査官数  
特許：65名（方式審査：19名、実体審査：46名）  
意匠：25名（審査官：21名、補佐官：4名）
- 特許出願の滞留案件数  
9970件（方式審査待ち：2268件、実体審査待ち：7702件）

（編集協力：日本技術貿易株式会社）